

神奈川土建の 介護共済 在宅介護を 応援します!



神奈川土建とNPOシエン・システムズが協同で提供する 新しい福祉厚生サービス!

ご利用できる方

神奈川土建の組合員およびその三親等まで(同別居を問わず)。

介護保険制度で要支援・要介護の認定を受け、ケアプランで「在宅福祉用具の利用が必要」とされた方。

①福祉用具を利用したときの月レンタル料の1割分を後から助成する制度です。

②給付は3、6、9、12月です。

③ただし、最初の一か月分の助成はありません。また、助成金合計額から事務手数料440円が差し引かれます。

④全国どこでも利用できます。



① 申請書の発行・発送

利用希望者は各支部へ申し出て、申請書を発行してもらいます。必要事項を記入し各支部へ提出してください。

② NPOからの電話確認

申請書がNPOに届くと、電話があります。手続き方法、制度の説明、事業者の紹介があります。

③ ケアマネージャーへの連絡

ケアマネージャーへご連絡いただき、福祉用具の利用について、利用者とケアマネージャーで打ち合わせをし、「希望する用具」を決定します。このとき、②でNPOから指示された事業者を利用したいとケアマネージャーに申し出てください。

④ 事業者からの連絡

福祉用具ご利用者(又は代理人)の元へ、NPOシエン・システムズが委託している福祉用具事業者から電話が入ります。

⑤ 福祉用具の納品

④で取り決めた日時に事業者から福祉用具が届きます。事業者は福祉用具貸与利用に関する説明を利用者に行い、介護保険上の所定の契約を交わします。

⑥ 助成時期

3月、6月、9月、12月末に、直前3か月分が助成されます。ただし、初回分の助成はありません。

福祉用具のレンタル料

月レンタル料の1割を助成

自己負担が2割・3割の方も、助成は1割となります

助成の一例 (1割負担の方)

ベッド 月額20,000円
車イス 月額8,000円



利用者(28,000円の10%)
月々2,800円の負担

共済事業を
利用すると

利用料

0円

*最初の1か月分は自己負担となります

まずはご相談ください

相談窓口 0800-222-3618

お問い合わせ:神奈川土建一般労働組合 どけん共済会
〒221-0045神奈川県神奈川区神奈川2-19-3
TEL(045)453-9806 FAX(045)453-9807

神奈川土建「介護共済」申込書

申込日 20 年 月 日

組合員

氏名	フリガナ	組合員番号		支 部		分 会	

申込者（実際に手続きをとる方の連絡先）

氏名	フリガナ	利用者 との続柄	
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
携帯電話			

利用者（実際に福祉用具を利用する人・介護用品搬入先）※分かる範囲で記入してください。

氏名	フリガナ	組合員 との続柄	あてはまる番号に○印「2」の場合続柄を記載してください 1. 組合員 本人 2. 組合員 以外 ()
住所	〒 (手続きをとる方と同じ場合は記入不要)		
電話番号 () —			
要支援 ・ 要介護度 (○をつけてください) ①未申請 ②申請中 ③要支援 1 ④要支援 2 ⑤要介護 1 ⑥要介護 2 ⑦要介護 3 ⑧要介護 4 ⑨要介護 5			
現在の利用状況	・ はじめての利用申し込み ・ すでにレンタル中		

ケアマネージャー ※分かる範囲で記入してください。

氏名		事業所名	
事業所 電話番号		事業所 FAX 番号	

助成金の振込み先

銀行名	銀行 信用金庫 労働金庫 信用組合	本店 支店
預金種目	1. 普通 ・ 2. 当座	口座番号
口座名義	フリガナ	
ゆうちょ銀行	記号	番号

レンタルを希望する福祉用具 (○をつけてください)

☐ 電動ベッド ☐ エアーマット ☐ 介助用車椅子 ☐ 自操用車椅子 ☐ 電動四輪車 ☐ 立ち上がりチェア
☐ その他 (必要な用具を記入してください)

問い合わせ先 / 送付先

神奈川土建一般労働組合	委託先: NPOシエン・システムズ TEL03-3639-3515 ・ FAX03-3639-3412
-------------	--

福祉用具を利用したときの自己負担分を後から助成する制度です。

* 加入者の皆さまの個人情報は法令等により開示が必要な場合を除き介護サービス遂行の目的以外には利用いたしません。

介護共済© 2021.3-8K